

墨田区の「風水害」に対するガイドライン【令和6年4月改訂】抜粋版

墨田区としての基準

墨田区に「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雨警報」、「洪水警報」のいずれかが発令された場合、各園・学校は、以下の基準にもとづき、安全対策を講じるものとする。

(1) 登校前に発令された場合

ア 午前7時までに解除された場合

平常授業を原則とし、午後までの授業を実施する。ただし、給食食材等の納入が遅れた場合などについては、教育委員会と協議する。

イ 午前7時までに解除されなかった場合

臨時休業とする。

(2) 登校後に発令された場合

小学校については、状況を判断して、「下校時刻前に」又は「一時待機」してから、「緊急下校連絡票」等に基づいて対応する。

※ 「大雪警報」については、登下校、出退勤に支障が生じる可能性を教育委員会で判断し、対応する。

※ 「各種注意報」発令の段階では、原則平常授業とする。

(3) 災害対策本部からの指令により、学校が避難所となった場合

ア 午前7時までに解除された場合

教室環境を復旧後、可能であるならば、登校時刻を遅らせて午前中のみ授業を行う（午後に授業は行わない）。

イ 午前7時までに解除されなかった場合

臨時休業とする。

(4) 移動教室等宿泊行事が予定されている場合

移動教室等の宿泊行事が予定されている場合は、学務課、指導室と協議するとともに、現地の状況を踏まえた上で集合、出発時間、行程、実施内容の変更等、安全対策を講じる。

(5) 交通機関の計画運休等がある場合

計画運休となる鉄道等を考慮し、平常授業での実施か、時間を遅らせての登校とするか校長の判断により、対応する。

※臨時休業の決定については、区や学校のホームページに掲載するとともに欠席連絡システム等により学校から保護者に連絡する。

※臨時休業が行われた際には、ICTを活用したオンライン授業等により児童・生徒の健康観察を行うとともに指導計画等に基づき、学習指導を行い、学びの保障に努める。

留意事項

本ガイドラインは、あくまでもひとつの基準を示したものであり、臨時休業の決定権は、学校教育法施行規則第63条により、校長にあることに留意する。